

介護老人福祉施設相模原敬寿園重要事項説明書

＜令和 8 年 8 月 1 日 現在＞

1. 相模原敬寿園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

法人名	社会福祉法人 敬寿会
事業所名	特別養護老人ホーム 相模原敬寿園
事業所番号	1472606027
代表者	施設長 中川 潤二
所在地	神奈川県相模原市南区磯部4507-1
電話番号	046-298-1555
サービス	介護老人福祉施設

(2) 同施設の設備の概要

居室	全室個室	浴室	一般浴	医務室	地域交流スペース
			機械浴	共同生活室(食堂)	洗面所
			リフト浴	レクリエーション	便所
定員	150名				

(3) 同施設の職員体制

	配置基準	配置数(常勤換算)
管理者(施設長)	1 名	1 名 (1.0)
医師	1 名	4 名 (0.2)
看護職員	4 名	10 名 (7.8)
機能訓練指導員	1 名	3 名 (1.6)
介護職員	54 名	115 名 (77.9)
介護支援専門員	2 名	4 名 (2.0)
生活相談員	2 名	5 名 (3.0)
管理栄養士	1 名	3 名 (3.0)
事務職員	3 名	4 名 (4.0)
その他	名	14 名 (12.7)

(4) 施設の方針

入居者の自主性の尊重を基本とし、心身の特性に配慮し、適切な施設介護を提供できるよう努めるとともに、市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所との連携を図り、効率的な管理運営を行うことを方針とします。

2. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

相模原敬寿園	担当部署:生活相談員・介護支援専門員	TEL : 046-298-1555
社会福祉法人敬寿会	苦情解決第三者委員 岩村 幸姫	TEL : 023-625-0315
社会福祉法人敬寿会	苦情解決第三者委員 高橋 富藏	TEL : 090-3125-6958

(外部の苦情受付機関)

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 高齢指定・指導班	TEL : 042-769-9226
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	TEL : 045-329-3447

3. サービス内容

(1) 介護保険適用サービスの内容

① 施設サービス計画の作成

入居者について解決すべき課題を把握し、入居者、身元引受人の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

② 食事

- ・ 朝食 7:30～ 8:30
- ・ 昼食 12:00～ 13:00
- ・ 夕食 18:00～ 19:00
- ・ 栄養士が作成する献立により、入居者の栄養および身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・ 食事は、食費を1日単位でお支払いいただきます。
- ・ 栄養状態の維持管理・改善のため、管理栄養士が入居者の状態にあわせて栄養ケア・マネジメントを行い、栄養ケア計画を作成します。

③ 入浴

週に最低2回は入浴していただけます。但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。

④ 生活介護

施設サービス計画に沿って下記等の介護をおこないます。

- ・食事介助
- ・排泄介助
- ・入浴介助
- ・その他日常生活面
- ・整容、更衣介助
- ・移動介助
- ・リネン交換

⑤ 機能訓練

入居者の心身や日常生活等の状況を勘案して日常生活を送るのに必要な機能の維持または減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理

看護師等が健康管理を行います。

⑧ 居室

入居者ご本人の心身の状態や疾患、介護内容だけではなく、その他の入居者の心身の状態や疾患、介護内容等も総合的に勘案し、施設側で適時調整させていただきます。その結果、ご入居後の居室を変更させていただくこともございます。

(2) 介護保険適用外サービスの内容

① 理美容サービス

当施設では定期的に理容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

② 行政手続代行

本人、身元引受人およびその他の家族が行政機関に対する手続きを行うことが困難であるという相当の理由がある場合は、行政手続き代行を当施設にて行っています。

③ 日常生活品購入支払い代行

日常生活品の購入代金を週に1回、定期的の実施しております。
代行に係る費用は1回400円となります。

④ 事務管理費

医療費等の支払い代行や健康保険証等の保管管理を行います。
サービス利用に際しては、別途「日常経費等支払い・金銭管理に関する委任状」の締結が必要となります。

⑤ 所持品保管

居室のスペースに置くことのできない所持品は、お預かりできません。

⑥ レクリエーション

当施設では、レクリエーション、クラブ活動等の行事を行います。
行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

⑦ その他

日常生活にかかわる費用等は別途規定により、実費をお支払いいただきます。

4. 入退去の手続き

(1) 入居手続き

- ・ 相模原市の規定に従っております。施設に送られた資料に基づき判定を行い入居を決めていきます。
- ・ 入居にあたり提出していただく書類
診療情報提供書、医療保険証（後期高齢者医療証、健康保険証など）、介護保険証、介護保険限度額認定証、社会福祉法人による減免証、健康診断書 など
- ・ その他必要な書類は、その都度ご案内させていただきます。
契約成立後入居され、サービスの提供を開始します。
※ 施設サービス計画の作成は入居までに行います。

(2) 退去手続き

- ① 入居者のご都合で退去される場合
退去を希望する日の2週間前までにお申し出下さい。
- ② 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 入居者が他の介護保険施設に入居した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、要介護1または要介護2と認定されて、特養入居基準の特例に該当しない場合。
※特養入居基準の特例は、認知症、精神障害等で頻繁な行動、意思疎通の困難があることや、深刻な虐待が疑われる場合、単身世帯や介護者が高齢又は病弱である場合などを言います。
- ③ その他
 - ・ 入居者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または入居者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退去していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ・ 入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。ご本人と施設の状況に応じて検討いたします。
 - ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退去していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ・ 他の入居者へ暴力、大声等により迷惑をかける行為がある場合は、退去していただく場合があります。
 - ・ 感染症に罹患し、入居者へ伝染の恐れのある場合には隔離や入院等の処置をとらせていただきます。
 - ・ 身元引受人（連帯保証人）に変更があった場合は7日以内にお申し出ください。
 - ・ 入居者が連絡なく20日を越えて不在となった場合、退去の処置を取らせていただきます
 - ・ 退去になられた場合荷物は、速やかにお引取願います。

5. サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
職員への研修の実施	○	月1回 職員研修を実施します
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ有り

※ 当施設では原則として身体拘束は行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命身体を保護するためにやむをえない場合は、身元引受人に説明、同意を得た上で身体拘束を行います。なお、身体拘束を行う際は、出来るだけ入居者の負担とならないよう配慮するとともに、実施の記録を作成します。

6. 特に受診を必要とされる状態時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、身元引受人またはその他の家族の方に速やかに連絡します。

・医師受診 ・病院受診(協力医療機関) 総合相模更生病院
相模原市中央区小山3429番地 TEL 042-752-1808(代表)

7. 施設ご利用に当たっての留意点

- ・ 面会時間 9:30～17:00です。
各フロアではケアワーカーに声をかけて下さい。面会時間の延長を希望される方は、職員にお声をおかけください。
- ・ 金銭、貴重品の持込み 事前に申し出て下さい。高額な金品および貴重品の持ち込みはできるだけご遠慮願います。
- ・ 外出、外泊 事前に申し出て下さい。
- ・ 飲酒、喫煙 喫煙は指定の場所で、飲酒は他の方にご迷惑をかけない程度でお願いします。
- ・ 設備、器具の利用 事前に申し出て下さい。
- ・ 所持品の持ち込み 事前に申し出て下さい。
- ・ 宗教活動、政治活動 施設内で他の入居者、家族に対する宗教活動、政治活動は、ご遠慮願います。
- ・ 情報開示 サービス提供書類は、サービス完了から2年間保持し入居者・ご家族の求めにより、情報を開示します。
- ・ その他 その他入居者に迷惑のかかる行為は慎んで下さい。
- ・ 空床利用について 入院中のベッドに関しまして、必要時において空床利用をさせていただきます。

8. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先やご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先 ①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
特に指定する時間、事項	

緊急連絡先 ②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
特に指定する時間、事項	

9. 事故発生時の対応方法

当施設は、万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合、には速やかに緊急連絡先やご家族、関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、十分に経緯などの調査を実施し、検討したうえで誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

10. 看取りについて

当施設では、看取りに関する指針を策定しております。医師により回復の見込がなく、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断された場合で、入居者ならび家族が当施設で看取り介護を希望するときに、最大限継続的に施設で過ごせるよう介護に努めます。但し、ご本人様の医療依存度、又はご家族様の希望する医療対応によっては当施設で対応しかねる場合がございます。

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災計画により対応します
- ・防災設備 非常通報装置、消火栓、スプリンクラー、防火扉・シャッター、非常用電源等
- ・防災訓練 年2回

12. 第三者評価の実施状況

【 】実施している	【○】実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業所

所在地 相模原市南区磯部4507-1
名称 特別養護老人ホーム 相模原敬寿園
代表者名 施設長 中川 潤二 印

交付・説明者 職名
氏名 印

私は、契約書および本書面により、相模原敬寿園から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明、交付を受けここに同意します。

入居者

<住所>

<氏名> 印

身元引受人(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印

身元引受人(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印

料金表

1 日 あ た り の 基 本 料 金	項目	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の3割分)	利用者負担額 (介護報酬額の2割分)	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)		
	ユニット型介護福祉施設 サービス費	要介護1	7,061円	2,119円	1,413円	707円		
		要介護2	7,799円	2,340円	1,560円	780円		
		要介護3	8,590円	2,577円	1,718円	859円		
		要介護4	9,338円	2,802円	1,868円	934円		
		要介護5	10,065円	3,020円	2,013円	1,007円		
	加 算 料 金	日常生活継続支援加算Ⅱ	1日あたり	484円	146円	97円	49円	
		看護体制加算Ⅰ 口	1日あたり	42円	13円	9円	5円	
		看護体制加算Ⅱ 口	1日あたり	84円	26円	17円	9円	
		夜勤職員配置加算Ⅱ 口	1日あたり	189円	57円	38円	19円	
		個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり	126円	38円	26円	13円	
		個別機能訓練加算Ⅱ	1月あたり	210円	63円	42円	21円	
		ADL維持等加算Ⅰ	1月あたり	316円	95円	64円	32円	
		ADL維持等加算Ⅱ	1月あたり	632円	190円	127円	64円	
		精神科医師定期的療養指導加算	1日あたり	52円	16円	11円	6円	
		外泊時費用(1月に6日以内)※Ⅰ	1日あたり	2,592円	778円	519円	260円	
		初期加算(入居後30日と30日を越えて入院し再び施設に戻って来た30日)	1日あたり	316円	95円	64円	32円	
		生活機能向上連携加算Ⅱ (個別機能訓練対象者)	1月あたり	1,054円	317円	211円	106円	
		排せつ支援加算Ⅰ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ いずれか	1月あたり	105円	32円	21円	11円
		排せつ支援加算Ⅱ		1月あたり	158円	48円	32円	16円
		排せつ支援加算Ⅲ		1月あたり	210円	63円	42円	21円
		褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月あたり	31円	10円	7円	4円	
		褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月あたり	137円	42円	28円	14円	
		再入所時栄養連携加算	1月あたり	2,108円	633円	422円	211円	
		栄養マネジメント強化加算	1日あたり	115円	35円	23円	12円	
		経口移行加算※Ⅰ	1日あたり	295円	89円	59円	30円	
		経口維持加算Ⅰ※Ⅰ	1月あたり	4,216円	1,265円	844円	422円	
		経口維持加算Ⅱ※Ⅰ	1月あたり	1,054円	317円	211円	106円	
		療養食加算※Ⅰ	1食	63円	19円	13円	7円	
		看取り介護加算(死亡日以前31～45日)※Ⅰ	1日あたり	758円	228円	152円	76円	
		看取り介護加算(死亡日以前4～30日)※Ⅰ	1日あたり	1,517円	456円	304円	152円	
		看取り介護加算(死亡日の前日、前々日)※Ⅰ	1日あたり	7,167円	2,151円	1,434円	717円	
		看取り介護加算(死亡日)※Ⅰ	1日あたり	13,491円	4,048円	2,699円	1,350円	
		若年性認知症入居者受入加算※Ⅰ	1日あたり	1,264円	380円	253円	127円	
		口腔衛生管理加算Ⅰ	1月あたり	948円	285円	190円	95円	
		口腔衛生管理加算Ⅱ	1月あたり	1,159円	348円	232円	116円	
		自立支援促進加算	1月あたり	2,951円	886円	591円	296円	
		科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月あたり	421円	127円	85円	43円	
		科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月あたり	527円	159円	106円	53円	
		安全対策体制加算	1回のみ	210円	63円	42円	21円	
		生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月あたり	105円	32円	21円	11円	
		協力医療機関連携加算	1月あたり	527円	159円	106円	53円	
		介護職員処遇改善加算Ⅰ(口)	1月あたり	介護報酬の17.6%相当	左記の3割負担分	左記の2割負担分	左記の1割負担分	
		※ 上記の他、利用者状況、施設の体制の状況に応じて加算されることがあります。 ※ 利用者負担額の2割か1割かは保険者の発行する介護保険負担割合証によります。 ※Ⅰ の加算については対象者のみの算定となります。						

保 険 給 付 外	居 住 費 ・ 食 費	項目	種別	負担金額
		居住費 基本負担額	ユニット型個室	2,110円
		食費 基本負担額	朝食・昼食・夕食	1,580円
		※居住費、食費については介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載されている金額が一日あたりの料金になります。尚、居住費について外泊や入院された場合で施設に在館していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は（月をまたいで連続した場合は最長12日間）外泊時費用が自己負担となります。外泊や入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、上記の料金表による居住費をご負担頂きます。		
		負担限度額が適用される場合の食費、居住費		
			食費	居住費
		第一段階	300	880
		第二段階	390	880
		第三段階①	680	1,370
		第三段階②	1,420	1,470
	利 用 サ ー の 希 望 に 係 り 利 提 供 料 さ れ る	項目	利用料金	内容
		おやつ代	実費	毎日1回提供
		イベント食、特別食	実費	利用者の希望や必要に応じて
		買い物代行	400円	週に1回 買い物を近隣店舗で代行する。 （商品指定は請け負えない場合があります）
		理美容代	実費	カット等
		日常生活費	実費	利用者の希望や必要に応じて
		クリーニング代	実費	利用者の希望や必要に応じて
		クラブ材料費	実費	手芸、書道等
		預かり金管理費	1,650円	1月あたり 預かり金管理に係る経費
		テレビ持ち込み料	300円	月額
		PC、AV機器	300円	月額
		冷蔵庫	500円	月額
		空気清浄機	100円	月額
		加湿器	100円	月額
		あんか持ち込み料	100円	月額（11月から3月）
		電気毛布持ち込み料	400円	月額（11月から3月）
		傷害保険加入料	250円	年間3,000円（月額250円）